

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

秋田県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 県北地域

(1) 現況

本地域は、本県の北部に位置する鹿角、北秋田、山本の3地域振興局管内から成り、気温は比較的低い地域である。鹿角管内では畜産の農業産出額が50%以上を占め、養豚を中心とした果樹や野菜等の複合型農業に取り組んでいる。山本管内では米が基幹であるものの、メロン、ネギ等の畑作物、北秋田管内ではリンゴ、ナシ等の果樹栽培も盛んである。また、沿岸部を中心に担い手への農地集積が進んでおり、担い手農家の経営面積が年々増加していることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。さらに、近年は住民の環境に対する意識が高まっていることから、地球温暖化防止や生物多様性保全などに対応した農業生産活動を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ、草刈り等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、耕作放棄地の発生を防止するとともに多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

2. 県中央地域

(1) 現況

本地域は、本県の中央部と沿岸南部に位置する秋田、由利の2地域振興局管内から成り、比較的温暖な地域である。米を基幹とした農業のほか、秋田管内の沿岸部ではメロン等の畑作物、内陸部ではダリアの生産拡大が顕著となっている。由利管内の山間部では、肉用牛を中心とした畜産経営が盛んであるほか、転作作物としてソバの栽培・加工・販売も行われている。また、本地域では、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手農家の経営面積が年々増加していることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。さらに、近年は住民の環境に対する意識が高まっていることから、地球温暖化防止や生物多様性保全などに対応した農業生産活動を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ、草刈り等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、耕作放棄地の発生を防止するとともに多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3. 県南地域

(1) 現況

本地域は、本県南部の内陸部に位置する仙北、平鹿、雄勝の3地域振興局管内から成り、気温は県内で最も寒暖の差が大きく県内有数の穀倉地帯である。仙北・平鹿平野を中心に米を基幹とした農業を展開し、転作作物としては大豆、エダマメの生産が盛んである。また、平鹿・雄勝管内ではトマト、スイカ等の野菜やリンゴ、サクランボ等の果樹、花き、肉用牛等の生産も盛んで米以外の複合化が進んでいる。本地域では、特には場整備事業の進展により担い手への農地の集積が進んでおり、担い手農家の経営面積が年々増加していることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。さらに、近年は住民の環境に対する意識が高まっていることから、地球温暖化防止や生物多様性保全などに対応した農業生産活動を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動として行われる農地の草刈りや水路の泥上げ、草刈り等を支援し、多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持し、耕作放棄地の発生を防止するとともに多面的機能の維持・発揮を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農

業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際にには、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとすることとしている。

- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1. 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適當な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2. 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3. 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4. 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適當な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5. 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村及び農業者団体等の事務の軽減を図るため、推進組織の活用推進等について、必要に応じて定めることとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1. 第三者委員会の設置

県は、法に基づく施策が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価のため、第三者委員会を設置することとする。

2. 推進体制の整備

法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払制度）の推進にあたっては、これまでの「秋田県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」を前身とした推進組織を設置し事業を推進していくこととする。

また、この推進組織が法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払制度）及び法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払制度）についても、必要に応じて事業推進を支援することとする。

3. 関係者間における連携の確保

県は、関係者間での情報共有や定期的な打ち合わせの開催が行われるよう、その連携の推進に努めることとする。